

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱要綱

平成15年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和3年3月25日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年12月1日一部改正

[営業課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第20条第1項ただし書又は郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「簡水条例」という。）第15条第1項ただし書きに規定する子メーター（以下単に「子メーター」という。）を設置し給水量の計量をする必要があると認めたときの使用水量の計量及び条例第26条第2項又は簡水条例に第22条第2項に規定する料金の徴収の取扱（以下「子メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱」という。）について、郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市水道局規程第17号）又は郡山市簡易水道事業給水条例施行規程（令和4年郡山市上下水道局第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の要件)

第2条 子メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱の適用を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 建物の給水設備が、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る子メーター設置基準（平成15年4月1日制定）に適合すると認めたものであること。
- (2) 管理者が必要と認めたときに、常時立入り可能な建物であること。
- (3) 水道料金等（以下「料金等」という。）の未納がないこと。

(申請)

第3条 建物の所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）は、当該建物に関して子メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱を受けようとする場合は、郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、管理者に提出しなければならない。

- (1) 郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る管理人選定（変更）届（第2号様式。以下「管理人選定（変更）届」という。）
- (2) 郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る給水設備確認届（第3号様式）
- (3) 郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る水道使用者届（第4号様式）

(審査)

第4条 管理者は、前条による申請があった場合は、その要件について審査し、必要な指示を行うことができる。

2 管理者は、前項に規定する審査の結果不適合であると認めるときは、すみやかにその旨を理

由を付して書面により申請者に通知する。

(契約)

第5条 管理者は、前条第1項に規定する審査の結果適合すると認めたときは、郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に関する契約書（第5号様式。以下「契約書」という。）により、所有者等と契約を締結する。

(子メーターの貸与及び設置)

第6条 管理者は、所有者等と契約を締結した後、子メーターを取り付け、これを貸与する。

2 子メーターの取付けについては、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 既設の建物には、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が取り付けるものとする。
- (2) 新設の建物には、所有者等から給水装置工事施行の委任を受けた指定給水装置工事事業者が取り付けるものとする。

(適用の時期)

第7条 第5条に規定する契約を締結したものについては、次の各号に掲げるところにより子メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱の適用を開始する。

- (1) 契約締結月が使用水量を計量する定例日の属する月（以下「定例検針月」という。）に該当する地区にある建物においては、次の定例検針月から適用する。
- (2) 契約締結月の翌月が定例検針月に該当する地区にある建物においては、契約締結月から2回目の定例検針月から適用する。

(私メーターの処置)

第8条 所有者等は、管理者が子メーターを設置する以前に水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が設置した計量器（以下「私メーター」という。）を、他の給水設備の水道の使用水量の計量に使用してはならない。

2 所有者等は、前項において取り外した私メーターについて、その処分を管理者に委任することができるものとする。

(子メーターの管理責任)

第9条 所有者等は、善良な管理者としての注意をもって子メーターを管理し、亡失又は故意に損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 所有者等は、子メーターが故障し、若しくは破損したとき又は子メーターに異常があったときは、すみやかに管理者へ届け出なければならない。

3 管理者は、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の規定により同条第1項の検定証印に表示された有効期間の満了の年月までに当該子メーターを交換しなければならない。

4 所有者等は、前項の規定により交換するため、当該メーターを設置する受水槽以下の給水設備の維持管理について、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

(管理人の選定等)

第10条 所有者等は、次の各号に掲げる事務を行わせるため、管理人を選定しなければならない。

- (1) 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者の水道の使用開始及び中止並びに店舗及び事務所から家事専用への変更その他水道の使用形態の変更についての届出に関すること。

(2) その他管理者の事務の取次ぎに関すること。

- 2 所有者等は、前項に定める管理人を、管理人選定（変更）届により管理者に届け出なければならない。管理人に変更があった際も同様とする。

（受水槽以下の維持管理）

第11条 受水槽以下の設備の維持管理及び水質の保全については、条例第8条の2第1項又は簡水条例第37条第1項の規定に基づき、設置者の責任においてこれを行わなければならない。

- 2 前項に規定するほか、管理者は、受水槽以下の設備の維持管理及び水質の保全に関して適当な措置が必要であると認めたときは、設置者に対してこれを指示することができる。

（使用水量の計量及び料金等の算定）

第12条 管理者は、給水装置に設置した郡山市の水道メーター（以下「親メーター」という。）及び子メーターにより使用水量の計量を行い料金等を算定する。

- 2 水道の利用者及び入居者の共用又は当該建物の管理の用に供するために設置した給水栓（以下「共用給水栓」という。）の料金等は、条例第26条第1項又は簡水条例第22条第1項の規定に基づき、子メーターにより計量した使用水量により算定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、水道の利用者のうち専ら家事用に水道を利用する者の料金等及び水道の利用者が専ら家事用に水道を利用する建物に設置された共用給水栓に子メーターを設置した場合の料金等は、条例第26条第2項又は簡水条例第22条第2項の規定に基づき、設置された子メーターの口径にかかわらず、口径を13ミリメートルとみなして算定するものとする。
- 4 共用給水栓に子メーターが設置されていない建物の場合は、契約により、次の式により算定した水量に基づいた料金等を算定するものとする。

料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－子メーターの計量水量の合計水量

- 5 親メーターの計量水量から子メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が、親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、契約により、次の式により算出した水量に基づいた料金等を算定するものとする。ただし、前項の規定に該当する建物の場合は適用しないものとする。

料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－子メーターの計量水量の合計水量－親メーターの計量水量×100分の5

- 6 子メーターの計量水量の合計水量より親メーターの計量水量が少ないときであっても水道の利用者の料金等の算定については、第2項の規定を適用する。

（料金等の徴収）

第13条 管理者は、前条第2項又は第3項の規定により算定した料金等を水道の利用者ごとに徴収する。

- 2 共用給水栓に子メーターが設置されている場合は、前条第2項又は第3項の規定により算定した料金を所有者等から徴収する。
- 3 共用給水栓に子メーターが設置されていない場合は、前条第4項の規定により算定した料金等を所有者等から徴収する。
- 4 親メーターの計量水量から子メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、前条第5項の規定により算定した料金等を所有者等から徴収する。
- 5 水道の利用者の料金等の徴収の方法は、口座振替を原則とする。

- 6 前条及び第1項の規定にかかわらず、管理者は、所有者等が第9条の規定に違反した場合は、子メーターの計量水量による料金等の徴収を中止し、親メーターの計量水量により、所有者等から料金等を徴収することができる。

(届出の義務)

第14条 所有者等は、契約事項及び受水槽以下の設備に変更があったときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(契約の解除)

第15条 管理者は、契約の相手方が契約条項に違反し、勧告してもなお是正されないときは、契約により、契約を解除することができる。

- 2 管理者は、前項に規定する契約の解除については、事前にその旨を理由を付して書面により契約の相手方に通知する。
- 3 所有者等が契約を解除しようとするときは、管理者に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第4項の規定により契約を解除した場合において、所有者等は、私メーターを設置した後に子メーターを管理者にすみやかに返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱申請書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者
住 所 _____
_____ 号棟 _____ 号室
(ふりがな)
氏 名 _____
電話番号 (_____) _____

子メーターによる各戸検針及び料金徴収取扱を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

建物の住所 郡山市 _____

建物の名称 _____

お客様番号（親メーター） _____ - 0 0 0

建物の規模等

地上 _____ 階 地下 _____ 階

総戸数 _____ 戸 入居戸数 _____ 戸

共用給水栓 _____ 個（子メーターの設置箇所）

第 2 号様式（第 3 条関係）

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る管理人選定（変更）届

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____
_____ 号棟 _____ 号室

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号（ ） — _____

次のとおり管理人を選定（変更）したので、連署のうえお届けします。

建物の住所 郡山市 _____

建物の名称 _____

お客様番号（親メーター） _____ — 0 0 0

新管理人

住 所 _____
_____ 号棟 _____ 号室

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号（ ） — _____

旧管理人

住 所 _____
_____ 号棟 _____ 号室

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号（ ） — _____

第3号様式（第3条関係）

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る給水設備確認届

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____
_____号棟 _____号室

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 (_____) _____

給水設備に関し、次の者に郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る
子
メーター設置基準への適合確認、改造を受けたので、お届けします。

確認時期 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建物の住所 郡山市 _____

建物の名称 _____

お客様番号（親メーター） _____ - 000

当該メーターに係る給水設備は、郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収
取扱に係る子メーター設置基準に適合するものであることを確認しました。

給水設備適合確認者、改造者（指定給水装置工事事業者に限る。）

事業所所在地 _____

指定給水装置工事事業者名

_____ (印)

電 話 番 号 (_____) _____

第4号様式（その1）（第3条関係）

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に係る水道使用者届

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 _____

_____号棟 _____号室

（ふりがな）

氏 名 _____

電話番号（ _____ ） _____

つぎのとおり水道の使用者全員連署のうえお届けします。

建物の住所 郡山市 _____				
建物の名称 _____				
お客様番号（親メーター） _____ - 000				
水 道 使 用 者 名 簿 （ そ の 1 ）				
部屋番号	メーター ネジ型式	メーター口径	水道の用途	（ふりがな） 使 用 者 名 （電 話 番 号）
	金門・JIS	mm	家事専用・その他	
	金門・JIS	mm	家事専用・その他	
	金門・JIS	mm	家事専用・その他	
	金門・JIS	mm	家事専用・その他	

※ 郡山市水道事業給水条例第20条の2又は郡山市簡易水道事業給水条例第15条第2項に規定する私メーターに係る使用水量の計量及び料金の徴収の取扱を受けているときは、水道の使用者ごとの申請印を省略することができる。

第4号様式（その2）（第3条関係）

[illegible]

第5号様式（第5条関係）

郡山市子メーターによる各戸検針及び水道料金等徴収取扱に関する契約書

郡山市上下水道事業管理者 _____（以下「甲」という。）と、 _____
（以下「乙」という。）とは、乙が管理する建物の受水槽以下の設備に設置した水道の使用者ごとの郡山市の水道メーター（以下「子メーター」という。）による使用水量の計量及び水道料金等の徴収の取扱に関して次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 この契約の対象は次の建物とする。

- (1) 建物名 _____
- (2) 建物所在地 郡山市 _____
- (3) 建物棟数及び戸数（1個の給水装置に設置した郡山市の水道メーター（以下「親メーター」という。）で使用水量が計量されるもの）
_____棟 _____戸
- (4) 入居者の共用又は当該建物の管理の用に供するために設置した給水栓（以下「共用給水栓」という。）の子メーターの数
_____個

（水質の保全及び受水槽以下の設備の維持管理）

第2条 受水槽以下の設備の修繕、その他の給水施設の維持管理及び水質の保全については、関係法令を遵守し、すべて乙の責任において行うものとする。

- 2 甲は、必要と認めたときは乙の受水槽以下の設備の検査を行い、乙の負担で適当な措置を講じさせることができるものとし、乙はこれを拒むことができないものとする。

（子メーターの貸与）

第3条 子メーターは、甲が乙に貸与する。

（子メーターの管理責任）

第4条 乙は、善良な管理者としての注意をもって子メーターを管理し、亡失又は故意に損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。

- 2 乙は、子メーターが故障し、若しくは破損したとき又は子メーターに異常があったときは、すみやかに管理者へ届け出なければならない。
- 3 甲は、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の規定により同条第1項の検定証印に表示された有効期間の満了の年月までに当該子メーターを交換しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により交換するため、当該メーターを設置する受水槽以下の給水設備の維持管理について、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

（乙の計量器の処置）

第5条 乙は、子メーター設置のために、乙が設置した計量器を取り外した後、これを水道の使用水量の計量に使用してはならない。

- 2 乙は、前項において取り外した計量器の処分を甲に委任することができるものとする。

（乙の取扱事務）

第6条 乙は、この契約に関して次の各号の事務を取扱うものとする。

- (1) 水道の利用者の入退居及び水道の利用形態の変更に係る届出に関すること。
- (2) その他甲の事務の取次ぎに関すること。

(管理人の選定)

第7条 乙は、前条の各号に掲げる事務を行わせるため、管理人を選定しなければならない。

- 2 乙は、管理人を選定したときは、甲に届け出なければならない。管理人に変更があった際も同様とする。

(使用水量の計量及び水道料金等の算定)

第8条 甲は、使用水量を計量する定例日（以下「定例検針日」という。）に、親メーターにより受水槽の使用水量を計量すると同時に、水道の利用者及び共用給水栓の使用水量を子メーターにより計量するものとする。

- 2 甲は、水道の利用者及び共用給水栓の水道料金等を、水道の利用者の水道の使用目的、子メーターの口径及びその使用水量に基づき算定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、水道の利用者のうち専ら家事用に水道を使用する者の水道料金等及び水道の利用者が専ら家事用に水道を使用する建物に設置された共用給水栓に子メーターを設置した場合の水道料金等は、設置された子メーターの口径にかかわらず、口径を13ミリメートルとみなして算定するものとする。
- 4 共用給水栓に子メーターが設置されていない場合は、次の式により算出した水量に基づいた水道料金等を算定するものとする。

水道料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－子メーター計量水量の合計水量

- 5 親メーターの計量水量から子メーターの計量水量の合計を減じて得た水量が、親メーターの計量水量に100分の5を乗じて得た水量を超える場合は、次の式により算出した水量に基づいた水道料金等を算定するものとする。ただし、第4項に該当する場合はこの限りではない。

水道料金等の算定水量＝親メーターの計量水量－子メーターの計量水量の合計水量－親メーターの計量水量×100分の5

- 6 子メーターの計量水量の合計水量より親メーターの計量水量が少ないときであっても、第2項に基づき水道利用者の水道料金等を算定するものとする。

(水道料金等の徴収)

第9条 甲は、水道の利用者の水道料金等を、水道の利用者ごとに徴収する。

- 2 共用給水栓の水道料金等は、乙又は管理人（以下「乙等」という。）から徴収する。
- 3 共用給水栓に子メーターが設置されていない場合は、前条第4項に基づき算定した水道料金等を乙等から徴収する。
- 4 前条第5項の式による水量が生じた場合は、同条同項に基づき算定した水道料金等を乙等から徴収する。
- 5 前条及び第1項の規定にかかわらず、甲は、乙が第4条の規定に違反した場合は、子メーターの計量水量による料金等の徴収を中止し、親メーターの計量水量により、乙から水道料金等を徴収することができる。

(「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票の交付)

第10条 乙は、甲から定例検針日に「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票の交付を受けるために、水道の利用者ごとの区画すべての玄関ドアに投入口又はエントランスホールに水道の利用者ごとに区分した投入箱を設置するものとする。

(水道料金等の納入)

第11条 水道の利用者の水道料金等の納入方法は、原則としてすべて口座振替とし、甲は、その領収証書を次回の定例検針日に「水道料金・下水道等使用料のお知らせ」票に併記し交付するものとする。

(職員等の立入り)

第12条 乙等は、水道局職員及び甲からその業務の委託を受けた者から身分証明書の提示を受け、水道の利用者への訪問、通行の申出を受けたときは、その通行を妨げないものとする。

(水道料金等の未納者に対する措置)

第13条 甲は、水道の利用者のうちに水道料金等を納入期限までに納入しない者があるとき、当該未納者に督促の通知を行っても納入されない場合は、その理由の継続する間、給水を停止できるものとする。

(届出)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに甲に届け出なければならない。

- (1) 乙又は管理人に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下の設備に変更があったとき。
- (3) その他契約内容に変更があったとき。

(受水槽以下において生じた不具合への対処)

第15条 受水槽以下の設備において生じた故障及び水質汚濁その他通常の水道使用に係る不具合について、水道の利用者から改善の要求を受けたときは、すべて乙が対処しなければならない。

(周知及び協力)

第16条 乙等は、水道の利用者に対して常にこの契約の内容を周知し、甲の業務が円滑に処理できるように協力しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反し、勧告してもなお是正しないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項に規定する契約の解除については、事前に書面をもって乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても甲はその責めを負わない。
- 4 乙が契約を解除しようとするときは、甲に届け出なければならない。
- 5 第1項及び前項の規定により契約を解除した場合は、乙は子メーターを甲にすみやかに返納しなければならない。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、契約書 2 通を作成し甲、乙各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 郡山市豊田町 1 番 4 号
郡山市上下水道事業管理者

乙